

## 入札公告(立木公売・造林事業請負)

次のとおり立木公売と、その跡地における造林事業請負を一括して一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本事業は、造林事業における競争参加資格申請等の簡素化対象事業です。

令和7年5月28日

分任契約担当官  
後志森林管理署長 新井田 和彦

分任支出負担行為担当官  
後志森林管理署長 新井田 和彦

### 1 事業概要

- (1) 事業名 7年度後志署【留寿都地区】立木販売・造林請負一括事業第1号
- (2) 事業場所 後志森林管理署 266 林班り小班ほか
- (3) 事業内容 ア 立木販売  
皆伐 18.24ha  
(詳細は立木公売物件総括表による)  
イ 造林請負事業  
地拵（大型機械） 18.24ha  
植付（コンテナ苗） 18.24ha  
(詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり)
- (4) 履行期間 ア 立木販売  
搬出期間は引渡しの日から令和9年11月30日まで  
イ 造林請負事業  
履行期間 契約締結日の翌日から令和9年11月30日まで

### 2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 森林管理局長から令和7年度から令和11年度までの林産物の売扱に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、Aに格付けされている者で

あること。または、同資格を有し、同公示に基づき、B 若しくは C に格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に基づく認定を受けている者であること。

- (4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないこと。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者が全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、そのランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(3)の認定については、当該代表者が全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、B に格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に基づく認定を受けている場合には適用される。また、林産物の売扱に係る資格確認通知書の交付を受けた者と全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」のどちらかの資格を有している者同士が共同事業体を結成することを「可」とするが、資格を有している事業の作業のみしかできないものとする。
- (5) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (7) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了した当該事業と同種の事業である「造林」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有すること。
- (8) 当該事業と同種の事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の 2 年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。
- (9) 当該事業に配置を予定する技術者にあっては、入札参加者が直接雇用しており技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（カ）まで）を有していること。
- (ア) 技術士（林業、森林土木、林産等）
  - (イ) 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等）
  - (ウ) フォレストマネージャー
  - (エ) フォレストリーダー
  - (オ) フォレストワーカー（林業作業士）
  - (カ) 青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに造林、または素材生産である森林整備事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として完成、引き渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（（ア）現場代理人として経験した事業（イ）現場代理人以外で経験した事業）に基づくこと。）に 3 年以上従事し

ており、事業の適正な実施が見込める者であること。

- (10) 当該事業に車両系建設機械運転技能講習修了者、伐木等の業務に係る特別教育修了者の資格等を有している者を配置できること。
- (11) 薬剤を使用する事業にあっては、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了した当該事業と同種の事業である「病虫獣害防除」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有するほかに、農薬管理指導士等の資格を有している者を配置できること。
- (12) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (13) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (14) 当該入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ① 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社ではある場合は除く。
      - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社ではある場合は除く。
      - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
    - その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は森林組合法等に基づき設立された法人等であって上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。また、構成員の一部が重複する別々の共同事業体（支店等を含む）において同一物件に同時に入札参加する場合。
- (15) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房經理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安

全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>）

- (17) 数量調査（検知業務）を含む事業にあっては、素材の検知業務に関する2年以上の経験を有し、素材生産検知業務の実績がある者を雇用していること。ただし、検知業務の実績がある者は現場代理人を兼務することができるものとする。

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：令和7年5月29日から令和7年6月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。
- ② 提出場所：〒044-0002 虹田郡俱知安町北2条東2丁目  
後志森林管理署 総務グループ経理担当  
電話 050-3160-5805  
メールアドレス h\_shiribeshi@maff.go.jp
- ③ 提出方法：入札説明書に示す様式により、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は、代表者又はそれに代わる者が②の場所に提出するものとする。
- (3) (2)①に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。
- (4) 提出書類は、当該署の当該年度公告物件への入札参加時に提出したものについて、一部省略することができる。添付書類の提出状況は、「提出書類一覧」に記載のうえ、提出すること。
- (5) 資料説明会  
資料作成説明会については実施しない。
- (6) 現場説明会  
現場説明会については実施しない。
- (7) 資料のヒアリング  
資料のヒアリングについては実施しない。

#### 4 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 令和7年6月24日午後5時  
② 提出場所： 3の(2)の②と同じ。  
③ 提出方法： 原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和7年6月27日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

#### 5 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒044-0002 虹田郡俱知安町北2条東2丁目  
後志森林管理署 総務グループ経理担当  
電話 050-3160-5805

##### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和7年5月29日から令和7年6月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
② 場 所： 〒044-0002 虹田郡俱知安町北2条東2丁目  
後志森林管理署 総務グループ経理担当  
電話 050-3160-5805  
③ その他： 配付資料は無料である。

##### (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、紙による入札書を持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と事業費内訳書を入れ封緘した封筒（封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載）と、別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達の記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

- ① 入札は、令和7年6月30日午前10時00分に後志森林管理署会議室にて行う。なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和7年6月27日までに必着とする。  
② 開札は、令和7年6月30日午前10時00分に後志森林管理署会議室にて行う。  
③ 入札書（別途様式）にはそれぞれ消費税抜きの立木等の買受見積金額と造林事業請負見積金額との差額の金額を入札金額として記載すること。

- ④ 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。
- ⑤ 入札物件の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した「造林事業請負金額に係る事業費内訳書」を入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。  
また、再入札の場合は、「造林事業請負金額に係る事業費内訳書」の総額のみを記載した提出でも可とするが、その場合、落札した者は、契約日までに「造林事業請負金額に係る事業費内訳書」を再提出すること。
- ⑥ 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、造林事業請負金額にかかる事業費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- ⑦ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 6 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
  - ① 受領期間： 令和7年5月29日から令和7年6月23日まで。  
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
  - ② 提出場所： 3の(2)の②に同じ。
  - ③ 提出方法： 書面は、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は、代表者又はそれに代わる者がイの場所に提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。
  - ① 期間： 令和7年6月25日から令和7年6月27日までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）。
  - ② 場所： 3の(2)の②及び北海道森林管理局ホームページ

## 7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### (4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った次の者を落札者とする。

ア 落札者は所定の方式にもとづき定めた予定価格に対し、国に最も有利な金額をもって申し込んだものとする。ただし、落札及び契約は、当該入札金額に消費税額を加算した金額をもって行うこととする。

イ 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 上記イ、ウの入札書が同時にある場合は、イの者を落札者とする。

ただし、造林事業請負の予定価格が 1 千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち有効な入札をした者を落札者とすることがある。

#### (5) 契約書作成の要否 要（売買契約書及び造林事業請負契約書を作成する）

#### (6) 契約の成立

ア 各契約書に記載する立木等の販売金額と造林事業請負金額の決定については、契約の相手方からそれぞれ消費税額を加味した立木等の買受金額と造林事業請負金額について、「立木等買受金額及び造林作業請負金額内訳書」を提出し、これに対して森林管理署長が承認することにより決定する。したがって、「落札後に提出する「立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書」及び「当該入札に付する事項の価格（契約額）」については、予算決算及び会計令第 91 条第 2 項の規定に基づき財務大臣から承認を得た算定方式に基づき決定されるものであることから、入札者が見積もる内訳書と当該内訳書の金額は一致しない場合もあるが、それぞれの契約金額の差額は、入札金額と一致する。

イ 消費税額の積算において円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

#### (7) 違約金の徴収

ア 落札者が期限内に契約を結ばないことになったとき、また、「立木等買受金額及び造林作業請負金額内訳書」が提出されないときは、森林管理署長の算定する立木等の販売金額と造林事業請負金額のそれぞれ 100 分の 5 に相当する違約金を徴収する。

イ 落札者が契約上の義務を履行しない時は契約を解除する。解除に当たっては契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。

#### (8) 代金の納付期限及び担保提供期限

売買契約の代金納入または代金延納担保提供の期限は、契約締結の日から起算して 20 日以内（土日を含む）とする。

(9) 代金の延納

1 件の売払契約代金が 150 万円以上、契約数量 1,000m<sup>3</sup> 以上で所定の担保の提供があったものについては、12 ヶ月以内の延納を認める。ただし、官行造林または数量が 1,000m<sup>3</sup> 未満のものについては、6 ヶ月以内とする。

(10) 物件の引渡し

代金納入または延納担保提供の日から 15 日以内に引き渡しを行う。

(11) 特約事項について

売買契約にあたり「別添 1」の特約事項を付すため、十分確認したうえで入札すること。

(12) 木質バイオマス証明について

本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明に代えることとする。

(13) 法令制限林について

事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮すること。

(14) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 の(2)の②に同じ。

(15) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 の(2)及び(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得によるほか、詳細は入札説明書による。

(17) 北海道森林管理局競争契約入札心得、国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、競争参加資格確認申請書、国有林野事業林産物売買契約約款については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載しております。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

(お知らせ)

- 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページをご覧下さい。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)

- 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。